



ようこそシーメイトへ！

平成28年4月1日施行  
平成28年10月1日一部改正  
平成29年7月1日一部改正  
令和2年2月13日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和5年5月3日一部改正  
令和5年10月1日一部改正

## 志免町総合福祉施設「シーメイト」利用のご案内

シーメイトは、高齢者、障がい者、児童などに関する福祉情報の発信、住民の福祉意識の高揚、及びあらゆる世代間交流の推進により福祉の心がかようまちづくりをめざして、様々な活動の場を提供する施設です。

ご利用にあたって、次の点に特にご留意いただきますようお願いいたします。



### 1 施設の休館日・休業日及び利用時間について

施設名	休館日・休業日	利用時間
シーメイト 館内施設	毎週月曜日 ※月曜日が祝日にあたる場合はその翌日 年末年始（12月28日～翌年1月4日）	午前9時～午後9時 ※利用時間には入室から準備・後片付け・退室までを含みます。
入浴施設 (シーメイトの湯)	毎週月曜日・火曜日 ※月曜日・火曜日が祝日にあたる場合はその翌日 年末年始（12月28日～翌年1月4日）	午前11時～午後7時30分 (受付は午後7時まで)
交流サロン	シーメイト館内施設と同じ。	午前9時～午後9時
グラウンド	年末年始（12月28日～翌年1月4日）	午前9時～午後9時
多目的広場	シーメイト館内施設と同じ。	午前9時～午後9時



### 2 使用申請・使用方法について

(1) 申請受付場所 シーメイト事務室受付 TEL 092-936-8141

(2) 申請受付時間 午前9時～午後5時

※インターネット予約は受付開始日の午後1時から

(3) 申請受付期間

施設名	期間
シーメイト館内施設	使用日の3か月前から3日前まで
グラウンド・多目的広場	使用日の1か月前から7日前まで

※受付開始日が休館日の場合は次の開館日に受付開始、重複の場合は抽選。

#### (4) 申請方法

ア ご来館またはインターネット予約での申請になります。

※電話・FAX・メール等による受付や仮予約はできません。

イ 申請書提出⇒お支払（前納）⇒許可書発行の手順で行います。

ウ 冷暖房使用料及び付属設備使用料の支払いは、当日の受付時間内（午後5時まで）に精算してください。ただし、午後5時以降の利用については、午後7時までに精算してください。

オ 施設使用料、付属設備使用料については、別表1、別表2をご覧ください。

カ 引き続き3日間を超えての使用、又は定期的に特定の曜日もしくは日時を指定して独占的な使用はできません。また、使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含みますので、申請時に十分ご注意ください。

キ 申請できるのは15歳以上の施設利用に責任が負える方です。15歳未満の方は保護者が申請をしてください。

#### (5) シーメイト館内施設の使用方法

ア 使用当日は、受付に許可書をご提示ください。

イ 鍵の入ったボックスを受け取り入室してください。

ウ 使用後は、清掃後、使用設備、備品の確認を行い、利用報告書を記載し、施錠後、鍵の入ったボックスを受付に返却してください。（鍵の返却時間が終了時間です。）

エ 返却時にお支払いの済んでいない冷暖房使用料、付属設備使用料を精算してください。精算は、必ず当日の受付時間内（午後5時まで）に済ませてください。ただし、午後5時以降の利用については、午後7時までに精算してください。

#### (6) 入場料の徴収

各施設の利用者が入場料を徴収する場合は、通常料金の2倍をお支払いください。

※入場料を徴収する場合とは、入場料、会費、寄付金、賛助料など名目のいかんを問わず直接、間接に入場の対価として入場料に類する金銭を徴収して使用する場合はいいます。

#### (7) グラウンド・多目的広場の使用方法

ア 使用当日は、管理人に許可書をご提示ください。

イ 当日晴れていても前日の雨やそれまでの長雨で状態が悪い場合には使用できませんのでご了承ください。

ウ 雨天時や降雨後の使用可否については、使用開始時刻の1時間前（午前9時から使用開始の場合のみ午前8時30分以降）に管理人に確認してください。

○連絡先 グラウンド管理人：080-4281-3768

エ 周辺にボール等が飛び出し、他に迷惑をかけた場合は、使用者の責任において処理してください。また、竪坑櫓の立入り禁止区域へボール等が入った場合、大変危険ですので、立ち入らないでください。

オ 管理棟の壁や金網に向かってボールを蹴ったり投げたりしないでください。

カ 許可なくグラウンド内への自動車等の乗り入れはできません。また、周辺住民に迷惑をかけないように、路上駐車や騒音に特に配慮してください。

キ グラウンド使用者の駐車場は、必ず「グラウンド駐車場」（グラウンド北側）から利用してください。土・日・祝日利用の場合「グラウンド駐車場」が満車となった場合には、グラウンド西側の「駐車場4」に駐車してください。第1駐車場を使用しないようお願いします。なお、グラウンド駐車場は30分前から利用できます。

ク 多目的広場使用者の駐車場は、管理人の指示に従ってください。

ケ 利用終了時刻の15分前までに使用をやめ、管理人の指示に従ってグラウンド・多目的広場の整備を行ってください。整備が不十分なとき、又は管理人の指示に従わない場合は、次回以降の貸し出しはしません。また、ゴミ、空き缶などは必ず持って帰ってください。



### 3 使用料の還付（返金）について

施設の予約日に使用されなかった場合、使用料は還付しません。ただし、次の場合は還付（返金）します。

還付基準	還付率	還付申請期限
ア 使用当日に災害その他（雨天、強風等の悪天候の場合）使用者の責任とは認められない理由により、施設等の使用ができなかった場合	全額	使用予定日の2週間後まで
イ 使用日の2週間前（シーメイトホールについては使用日の1か月前）までに、使用の変更・キャンセルを申し出た場合	全額	使用予定日の2週間前まで ※シーメイトホールは 使用日の1か月前まで
ウ 使用日の1週間前（シーメイトホールを除く）までに、使用の変更・キャンセルを申し出た場合	半額	使用予定日の1週間前まで ※シーメイトホールを除く

#### 【留意事項】

- 1 還付の手続きは、還付申請書を記載していただきます。その際は領収証と許可書を必ず持参してください。
- 2 使用料の還付（返金）は、還付申請期限以降の申請は無効となります。還付申請期限以降は還付（返金）しません。
- 3 館内施設のうち、前納されている冷暖房使用料、交流室の鏡・ダンスバー代及び付属設備使用料（以下「冷暖房使用料等」という。）については、還付基準欄ウ（半額）の場合でも、全額還付しますので、還付申請期限までに、必ず還付申請を行ってください。  
※最終還付可能日が休館日の場合は、その前の開館日までに申請してください。



### 4 使用の制限について

次の各号に該当するときは、使用を許可せず、又はすでに許可したことを取り消すことがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

- (2) 総合福祉施設の建物、付属設備等を破損し又は滅失させたとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- (3) 総合福祉施設の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力不法行為を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 申請書に虚偽の事実が記載されているとき。
- (6) その他総合福祉施設の管理運営上不適当と認められるとき。

## 5 立ち入りの制限について

次の各号のいずれかに該当する者に対して総合福祉施設への立入りを拒み、又は退去を命ずることがあります。

- (1) 管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) 管理上支障があると認められる者

## 6 使用の権利等について

使用者は、総合福祉施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。

## 7 使用者の管理義務と損害賠償について

- (1) 使用者は、使用期間中においてその使用に係る総合福祉施設の建物及び付属設備を善良な注意をもって管理してください。
- (2) 使用者が建物、付属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に戻し、若しくはその損害を賠償しなければなりません。

## 8 使用上の注意について（総括）

- (1) 施設使用中に生じた盗難、破損、事故（交通事故を含む。）等については、当館は責任を負いません。
- (2) 非常時のために施設内の非常口及び避難経路を事前に確認してください。
- (3) 消防法による制限がありますので、利用可能人数（別表1）は順守してください。
- (4) 使用を許可されていない施設等への立入りはできません。
- (5) 物品の販売、勧誘、宣伝、金品の寄付募金等の営利と認められる行為、又は不特定多数を対象とした事業活動は禁止しています。
- (6) 許可を受けずに印刷物、ポスター、その他これらに類するものを配布又は掲示することはできません。
- (7) 敷地内へ犬や猫などのペット類の持ち込みはできません。
- (8) 所定の場所以外での飲食又は喫煙をお断りします。（別表1及び本館案内図参照）
- (9) 壁、柱、窓、扉等に直接張り紙や釘、画鋸、針金等の使用を禁止します。

- (10) 障がい者や高齢者の施設が隣接しているため、交流室1と会議室3は平日17時まで、会議室4は終日、音響・楽器等の使用はできません。
- (11) 施設を使用した際、発生したゴミ類は使用者で必ず持ち帰り処理してください。
- (12) その他、施設職員の指示に従ってください。

<案内図>



志免町総合福祉施設 シーメイト

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町大字志免451番地1

TEL: 092-936-8141 FAX: 092-936-8171



別表1 施設使用料

※使用料は税込。1時間単位です。

施設名等		使用区分	使用料金(1回)	利用回数券		
シーメイトの湯	大浴場	65歳以上	¥250	65歳以上11枚綴り		¥2,500
		中学生～大人	¥300	中学生～大人11枚綴り		¥3,000
		小学生	¥120	小学生11枚綴り		¥1,200
		小学生未満	無料			
	電子浴ルーム	電位治療器		¥50 (1日1回/20分)		
		ウォーターベッド型マッサージ器		¥150 (1日1回/10分)		
		※電子浴ルームの各治療器は、おひとり様1日1回のご利用です。				
	入浴用品	タオル	ボディーソープ	リンスインシャンプー	歯ブラシ	ひげそり
		¥170	¥120	¥120	¥60	¥50
	浴室の入替	偶数日	コスモスの湯(ジェットバス付): 男性		さくらの湯: 女性	
奇数日		コスモスの湯(ジェットバス付): 女性		さくらの湯: 男性		

施設名等	使用区分等	利用可能 人(席)数	利用料金(税込 1時間)		
			室料	冷暖房料	
1階	エントランスホール	展示(1日)	—	¥1,600	—
	シーメイトホール	フロアのみ	全席267席 半席121席 車椅子席2席	¥1,800	¥1,000
		ホール(可動椅子使用)		¥2,400	
		控え室	10名	¥200	¥100
	ふれあい室 (ひばり・かなりや)	(飲食不可)	各室とも 10名程度	¥300	—
	会議室3	(飲食可)	18名	¥400	¥100
	会議室4	(飲食不可)	18名	¥400	¥100
交流室1	(飲食可)	30名	¥600	¥200	
	鏡・ダンスバー一式		¥100		
交流室2	鏡・ダンスバーあり(飲食可)	36名	¥800	¥200	
2階	会議室1	(飲食不可)	18名	¥500	¥100
	会議室2	(飲食不可)	24名	¥500	¥100
	会議室(1・2)	(飲食不可)	42名	¥1,000	¥200
	会議室5	(飲食不可)	12名	¥400	¥100
	和室1	(飲食可)給湯設備あり	18名	¥500	¥100
	和室2	(飲食可)給湯設備なし	12名	¥400	¥100
	工芸室	(飲食可)	36名	¥700	¥200
	調理実習室	(飲食可)	24名	¥900	¥200
	研修室	(飲食不可)	72名	¥700	¥200
屋外	グラウンド	一面	¥1,500		
	グラウンド 照明料	一面	¥4,500		
		半面	¥2,250		
	多目的広場	団体等が日時を決めて全部、又は一部を独占して使用する場合		¥1,500	



## 別表2 付属設備使用料

※使用料は税込。1時間単位です。

1 階	シー メイ ト ホ ール	音響設備	一式	¥500	カセット・CD・MD	
		映像設備	一式	¥300	ビデオ・DVD・OHP(PC接続可能)	
		グランドピアノ	1台	¥500		
		マイク	1本	¥100	コード・ワイヤレス・ピン	
		照 明 設 備	アッパーホリゾンライト	一式	¥400	
			ローアホリゾンライト	一式	¥400	
			サスペンションライト (フルネルレンズ*500w8台/平凸レンズ*500w4台)	一式	¥1,200	
			ポーターライト	一式	¥200	
			シーリングライト(平凸レンズ*1kw12台)	一式	¥2,400	
			センターピンスポットライト(クセノン700w)	1台	¥400	
		音響設備持込	一式	¥500		
映像設備持込	一式	¥300				
照明設備持込	一式	¥500				
1 ・ 2 階	各 部 屋	移動式映像設備	一式	¥300	プロジェクタ・ビデオ・DVD(PC接続可能)	
		移動式音響設備	一式	¥300	マイク、スピーカー1セット	
			一式	¥300	CD/MD・カセットデッキ各1台	
	ふれあい室	音響設備持込	一式	¥100		
研修室	音響・映像設備	一式	¥300	ビデオ・DVD・OHP(PC接続可能)		
屋外	グラウンド	石灰(10kg)	1袋	¥500		

## 【別表1及び別表2に関する留意事項】

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなします。
- 2 各施設の利用者が入館者から入場料を徴収する場合の使用料は、この表の10割増し(2倍)とします。付属設備使用料の割増はありません。
- 3 虚偽の申請をした場合は、シーメイトの利用を制限させていただくことがあります。